

第3節 傷病補償年金

第1 傷病補償年金の内容

傷病補償年金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後において、下記の支給要件に該当する場合、その状態が継続している期間支給されます。(法第28条の2)

1 支給要件

次の要件のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 負傷又は疾病による障害の程度が規則別表第2に規定する第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること(規則第26条の4)。

「療養の開始後1年6か月を経過した日」とは、療養の開始の日の属する月の翌月から起算して18か月目の月において当該療養の開始の日に相当する日(当該相当の日がない場合はその月の末日の翌日)をいい、再発にあつては、初発傷病に係る療養期間も経過期間に通算されます。

規則別表第2に定める傷病等級及び障害の程度は、P.335「傷病等級早見表」のとおりです。

2 支給額

傷病補償年金は、第3—1表に掲げる傷病等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます(法第28条の2第2項)。

なお、この額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます(法第39条の2)。

第3—1表 傷病補償年金等

傷病等級	傷病補償年金	傷病特別支給金 (一時金)	傷病特別給付金
第1級	平均給与額×313日	114万円	$\left[\begin{array}{l} \text{傷病補償年金の額に} \frac{20}{100} \text{を乗じて得た額} \\ \text{上限額} = 150 \text{万円} \times \frac{A}{365} \\ A = \text{傷病等級に応ずる傷病} \\ \text{補償年金の欄の乗数} \end{array} \right]$
第2級	平均給与額×277日	107万円	
第3級	平均給与額×245日	100万円	
備考	昭和52年4月1日から適用	昭和56年4月1日 から適用	昭和52年4月1日から適用 $\left[\begin{array}{l} \text{上限額については昭和56年5月} \\ \text{1日改正} \end{array} \right]$

3 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって傷病補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の傷病補償年金の額は、端数処理を行わない所定の傷病補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第3-2表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

イ ただし、調整した後の傷病補償年金の額が調整前の傷病補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が傷病補償年金として支給されます（法附則第8条、令附則第3条）。

第3-2表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率(特殊公務災害時)		
		1級	2級	3級
厚生年金保険法による障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金	0.73	0.81	0.81	0.82
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
旧国民年金法による障害年金	0.89	0.92	0.92	0.93

4 支給期間等

傷病補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月分から始め、支給を受ける権利（以下「受給権」という。）が消滅した月の分で終わります（法第40条第1項）。

この場合、「支給すべき事由が生じた月」とは、傷病補償年金の支給要件に該当するに至った日の属する月をいうものです。

また、支払は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます（法第40条第3項）。

5 休業補償との内払い

傷病補償年金が支給されることとなった場合は、休業補償は支給されません。災害発生から1年6ヶ月経過した日の属する月の翌月分から傷病補償年金支給が決定されるまでの間に支払われた休業補償については傷病補償年金の内払いとして相殺して支給されます（法第41条第3項）。休業援護金と傷病特別給付金も同様に内払いとして相殺し、支給されます。

第2 傷病補償年金に伴う福祉事業

1 傷病特別支給金

- (1) 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、第3—1表に掲げる傷病等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第29条の5）。

なお、既に傷病特別支給金の支給を受けた者の傷病等級が、療養を継続している間に自然的経過で増悪し、上位の傷病等級に該当するに至った場合においても、傷病特別支給金の再支給及び差額支給は行われません。

- (2) 傷病が再発した場合における再発傷病に係る傷病特別支給金は、初発傷病に係る傷病特別支給金の支給を受けた者には、支給されません。

ただし、初発傷病に係る傷病特別支給金が支給されていない場合で、再発傷病に係る傷病等級に応じた傷病特別支給金の額が、初発傷病が治ったときにおける障害等級に応じた障害特別支給金の額を超えるときに限り、当該超える額に相当する額が支給されます。

2 傷病特別給付金

- (1) 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として、傷病補償年金の額に100分の20（令第1条職員にあつては100分の20を超えない範囲内で理事長が定める率）を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第3—1表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第29条の10）。

なお、この額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます。

また、傷病特別給付金の「100分の20」の算定基礎となる傷病補償年金の額は、法第58条第2項若しくは法第59条第2項の規定による免責、又は法附則第8条の規定による他の法令による給付との調整等の措置が講じられる場合にあつては、これらの措置が講じられる前の額をいうものです。

- (2) 傷病特別給付金の額に当該傷病補償年金の額を加えた額が、当該平均給与額の年額（当該平均給与額に365を乗じて得た額）の100分の80に相当する額に満たない場合は、当分の間、当該平均の給与額の年額の100分の80に相当する額から当該傷病補償年金の額を差し引いた額が支給されます（業務規程第29条の10第3項）。

- (3) 傷病特別給付金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

また、支払は、年金たる補償と同様に毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までがまとめて支払われます。

ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の傷病特別給付金は、支払期月でない月であっても支払われます（業務規程第29条の16。年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金において同じ。）。

第3 傷病補償年金等の支給（申請）手続

1 傷病補償年金の支給手続

傷病補償年金は、他の補償が被災職員からの請求に基づき行われるのに対し、基金が職権で支給の決定を行うものですが（法第25条第2項、第45条第3項、規則第30条の2第1項）、被災職員が療養の開始後、1年6か月を経過した日後に、支給要件に該当すると判断した場合は基金に対して、その確認の申請ができます（規則第30条の2第4項）。

なお、基金は、被災職員が傷病補償年金の支給要件に該当しているかどうかについて、被災職員から提出される「療養の現状等に関する報告書（業務規程第24条の3）」及び既に提出されている傷病の状況等に関する医師の診断書等により判断します。

しかし、これらの資料等によっては判断が困難な場合には、更に当該傷病の状況（障害の部位及び状態）に関する医師の診断書、日常生活の状況に関する被災職員の報告書を求める等、所属を通じて必要な調査を行って判断します。

2 傷病補償年金に伴う福祉事業の申請手続

傷病特別支給金及び傷病特別給付金は、「傷病特別支給金申請書（様式第49号）」により申請手続を行う必要があります（業務規程第31条の9）。

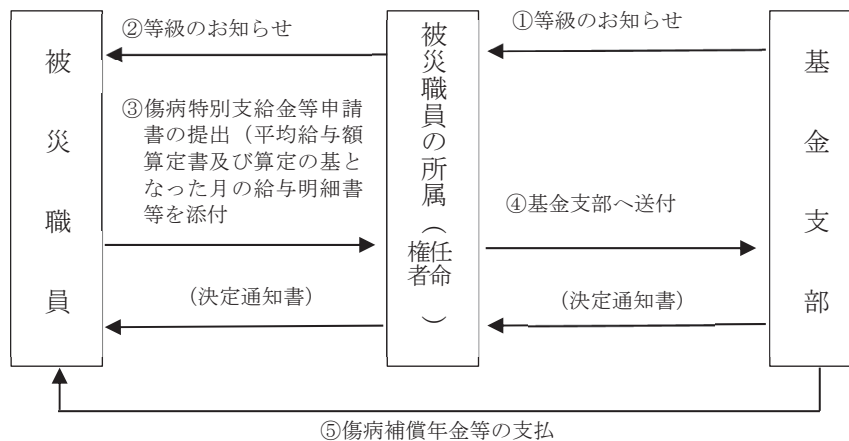
なお、その申請時期については、任命権者を通じて連絡することとしています。

第4 受給権者の報告等

傷病補償年金を受けている者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、「障害の現状報告書（傷病補償年金）（様式第39号）」を、任命権者を經由して基金に提出しなければなりません（規則第36条）。

また、氏名、住所、個人番号を変更した場合、その負傷若しくは疾病が治った場合又はその障害の程度に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を書面で任命権者を經由して基金に届け出なければなりません（規則第37条）。

◇傷病補償年金の支給と福祉事業の申請から支給まで◇



記載例26 傷病特別支給金等申請書

様式第49号

傷病特別支給金申請書
傷病特別給付金申請書

認定番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金	申請年月日 令和5年11月1日
東京都 支部長 殿	申請者の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
下記の「傷病特別支給金」の支給を申請します。	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
「傷病特別給付金」	フリガナ オオクボ グロウ
	氏名 大久保 五郎 (自署又は押印)

傷病等級に応ずる傷病補償年金算定の際の乗数

1 1	所属団体名 東京都	職名主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
1 2	所属部局名 〇〇局〇〇部	フリガナ オオクボ グロウ 氏名 大久保 五郎 昭和44年4月10日生(54歳)

2 傷病等級 第3級第3号

3 傷病特別支給金申請金額 1,000,000円

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

4 傷病特別給付金申請金額の計算	(A) (平均給与額) × (日数) × (1 + 割増率) × 20 / 100 = 757,393円
	(B) 1,500,000円 × 245 / 365 = 10,006,849円
	(C) (平均給与額) × (日数) × (80 / 100) - 3,786,965円 = 726,479円

5 傷病特別給付金申請金額 757,393円

請求者本人の口座を記入

6 公金受取口座を利用する
個人番号

任意の口座を指定する
金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 普通 当座
口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 大久保 五郎(オオクボ グロウ)
 その他

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日
* 規程第29条の12の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 傷病等級 第 級 第 号	* 特別支給金の支払 年 月 日	* 特別給付金の支払 年 月 日
* 特別支給金 円	* 特別給付金の支払開始年月 年 月		
* 特別給付金 円			
* 通知 年 月 日			

〔注意事項〕
1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
2 「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は100分の40、第2級の場合は100分の45、第3級の場合は100分の50であること。なお、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員に係るこの欄の記入については、別に定めるところによること。
3 「5 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。
4 「6 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
5 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	大久保 五郎 昭和 44 年 4 月 10 日生	補償の種類	傷病補償年金
-------------------	-----------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	3年7月1日から 3年7月31日まで	3年8月1日から 3年8月31日まで	3年9月1日から 3年9月30日まで	計	備 考
総 日 数	31 日	31 日	30 日	92 日	行(-) 3-85
勤務した日数	23 日	23 日	22 日	68 日	
控 除 日 数	0 日	0 日	0 日	0 日	
給 料	382,900 円	382,900 円	382,900 円	1,148,700 円	
給 与	扶養手当	円	円	円	
	地域手当	68,922 円	68,922 円	68,922 円	206,766 円
	住居手当	8,500 円	8,500 円	8,500 円	25,500 円
	通勤手当	5,000 円	5,000 円	5,000 円	15,000 円
	時間外勤務手当	8,000 円	8,000 円	10,000 円	26,000 円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	473,322 円	473,322 円	475,322 円	1,421,966 円
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,421,966 円 ÷ 92 = 15,456 円 15 銭 (イ)			$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前における} \\ \text{直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円 銭 (ロ)}$		
(イ) + (ロ) = 15,456 円 15 銭					
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (ハ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{(その他の給与の総額)} \end{array} \right] \div \frac{92}{92} = \text{円 銭 (ニ)}$					
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,402 円 95 銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 + \frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} - \text{減額された給与の額} = \text{円 銭 (ホ)}$					
(ホ) + (ハ) + (ニ) = 円 銭 (ト)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 \right] \times \text{総日数} - \text{給与総額} = \text{円 銭 (チ)}$					
(チ) + (ト) = 円 銭 (リ)					
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					
$\left[\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)}}{\text{控除日を除く}} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (キ)}$					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 \right] \times \text{総日数} - \text{その他の給与総額} = \text{円 銭 (ク)}$					
(キ) + (ク) = 円 銭 (ニ)					

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷	=	円 銭
①災害発生の日(令和 3 年 10 月 1 日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 85 号給		②補償事由発生日(令和 5 年 4 月 1 日)にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 93 号給
給 料 382,900 円		給 料 391,000 円
扶 養 手 当 円		扶 養 手 当 円
地 域 手 当 68,922 円		地 域 手 当 70,380 円
特勤手当又はへき地勤手当 円		特勤手当又はへき地勤手当 円
計 451,822 円		計 461,380 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
461,380 円 ÷ 30 =		15,379 円 33 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
451,822 円 ÷ 30 =		15,060 円 73 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
		15,456 円 15 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		
15,456 円 15 銭 × 1.00 =		15,456 円 15 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)	
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
		円 銭(ヲ)
(ヲ) (総務大臣が定める率)		
円 銭 × = 円 銭		
(J) (H)(I)以外の金額		
		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		
		円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 53 歳		
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用
25,503 円	6,995 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 15,457 円 (G) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号 令和 5 年 11 月 1 日		
所属部局の	{	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)